

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 諮問第3号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 6 同意第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 7 議案第46号 平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 8 議案第47号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第48号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第49号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第50号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第51号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第52号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 14 議案第53号 太子町公告式条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第55号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第57号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第58号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第59号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 諮問第3号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 6 同意第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 7 議案第46号 平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 8 議案第47号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第48号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第49号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第50号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第51号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第52号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 14 議案第53号 太子町公告式条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第55号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 17 議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 18 議案第57号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 19 議案第58号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 20 議案第59号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

会議に出席した議員

1番	井川芳昭	2番	清原良典
3番	中島貞次	4番	上山隆弘
5番	服部千秋	6番	長谷川原司
7番	井村淳子	8番	中井政喜
9番	嶋澤達也	10番	花畑奈知子
11番	熊谷直行	12番	上田富夫
13番	村田興亞	14番	桜井公晴
15番	橋本恭子	16番	北川嘉明

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	山本修三	書記	木村和義
書記	藤井仁美	書記	西田美智子

説明のため出席した者の職氏名

町長	首藤正弘	副町長	八幡儀則
教育長	圓尾哲一	総務部長	佐々木正人
生活福祉部長	丸尾満	経済建設部長	富岡慎一
教育次長	塚原二良	財政課長	香田大然
監査委員	改發一郎		

議長あいさつ

議長（北川嘉明） 開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

師走に入り何かとご多忙の中、議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成19年第5回太子町議会定例会（第410回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことにご同慶にたえません。

さて、今期定例会は人事案件を初め、各会計の補正予算、条例制定など多数の重要案件をご審議いただくことになっております。議員各位におかれましては、慌ただしい年末を控え、殊のほかご多用のこととは存じますが、格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではござ

いますが、開会のごあいさつといたします。町長。

~~~~~

町長あいさつ

町長（首藤正弘） 皆さん、おはようございます。

平成19年第5回太子町議会定例会（第410回町議会）が開会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

慌ただしい師走となりましたが、議員各位におかれましてはご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

平素は町行政各般の伸展にご理解、ご協力を賜っておりますこと、まことにご同慶にたえない次第であります。

さて、今期定例会におきましては、人事案件2件、予算案件7件、条例案件7件、合わせて16件の議事につきましてご審議をお願い申し上げます。提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきたく存じますが、何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。次第であります。まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

~~~~~

(開会 午前10時02分)

議長(北川嘉明) ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成19年第5回太子町議会定例会(第410回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(北川嘉明) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定によって、7番井村淳子議員、8番中井政喜議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

議長(北川嘉明) 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの16日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月21日までの16日間に決定しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

議長(北川嘉明) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案16件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手許に配っておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第199条の規定に基づき定期監査の報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成19年度9月分及び10月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたからご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手許に配っております一覧表のとおりです。このうち改發一郎監査委員には、本日の会議のみ出席要求をいたしておりますのでご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

議長(北川嘉明) 日程第4、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告です。

各常任委員会の委員長から会議規則第77条の規定に基づき、総務常任委員会が10月11日、10月25日及び11月8日の委員会開催分、福祉文教常任委員会が10月10日及び11月14日の委員会開催分、経済建設常任委員会が10月9日、10月24日及び11月6日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

これで常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

日程第5 諮問第3号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

議長(北川嘉明) 日程第5、諮問第3号

人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長(北川嘉明) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(首藤正弘) 諮問第3号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員をお願いしております前岡眞理子氏が、平成20年3月31日付をもって任期満了となられるに伴い、引き続き人権擁護委員として同氏を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町議会の意見を求めるものであります。

前岡氏は平成17年4月1日より人権の擁護及び相談業務に熱意をもって活動していただいております。経歴は参考資料のとおりであります。よろしく審議を賜り、原案に異議なきご意見をいただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長(北川嘉明) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は原案のとおり推薦することに決定しました。

~~~~~

日程第6 同意第3号 監査委員の選任

につき同意を求めることについて

議長(北川嘉明) 日程第6、同意第3号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長(北川嘉明) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(首藤正弘) 同意第3号監査委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、識見を有する者として監査委員に就任をいただいております改發一郎氏の任期が本年12月31日をもって満了となれることに伴い、その後任を選任したため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意をお願いいたします方は、太子町佐用岡940番地6在住の森川勝氏で、生年月日は昭和15年1月7日生まれ、満67歳でございます。

森川氏の経歴は参考資料のとおりであります。人格高潔にして卓越した知識、識見をお持ちであります。よろしくご審議を賜り、原案のとおりご同意いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長(北川嘉明) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は、同意人事に関する議案ですので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長(北川嘉明) 御異議がありますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番服部千秋議員。

服部千秋議員 この方をどうこうという意味ではないのですが、自治会長様をされてい

ますので、町の囑託員になっている、つまりお金をもらっておられるんですが、そういう方が監査する立場になるということについてはいいと思っておられるのかどうか、その辺の考え方についてご説明願います。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） この監査委員につきましては、今自治会長もなされておるところでございますが、自治会長とこの監査委員、兼務といえますか、そうした業務についていただくということは支障がないと、このように考えております。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

議長（北川嘉明） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番服部千秋議員及び6番長谷川原司議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

議長（北川嘉明） 念のために申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 配付漏れなしと認めま

す。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

議長（北川嘉明） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

議長（北川嘉明） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

5番服部千秋議員及び6番長谷川原司議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

議長（北川嘉明） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 15票です。

投票のうち賛成 12票、反対 3票

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

議長（北川嘉明） お諮りします。

本日の日程第7、議案第46号……

（嶋澤達也議員「ちょっと議長、ちょっとあの」の声あり）

何ですか。

どうということですか。

（嶋澤達也議員「休憩動議」の声あり）

はい。

暫時休憩します。

（休憩 午前10時18分）

（再開 午前10時28分）

議長（北川嘉明） 再開します。

お諮りします。

本日の日程第7、議案第46号から日程第

20、議案第59号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑はあす以降に行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第7 議案第46号 平成19年度  
兵庫県太子町一般会計補正予  
算(第2号)

議長(北川嘉明) 日程第7、議案第46号  
平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算  
(第2号)を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長(北川嘉明) 本案について提案理由  
の説明を求めます。

町長。

町長(首藤正弘) 議案第46号平成19年度  
兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)に  
ついて説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正、事業執  
行に伴う関係経費の補正及び債務負担行為の  
補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総  
額に歳入歳出それぞれ1億6,145万6,000円を  
追加し、歳入歳出予算の総額を84億7,355万  
1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、繰  
入金、諸収入の追加と県支出金の減額であり  
ます。

次に、歳出予算におきましては、民生費、  
衛生費、消防費及び教育費の追加と議会費、  
総務費、農林水産業費、土木費、公債費の減  
額であります。

また、債務負担行為については、2事業に  
ついて新たに設定しております。

詳細につきましては、副町長より説明いた  
しますので、慎重なる審議を賜り、原案のと  
おり議決いただきますようお願い申し上げ、  
提案説明とさせていただきます。

副町長(八幡儀則) ただいま上程されま

した議案第46号平成19年度兵庫県太子町一般  
会計補正予算(第2号)について詳細説明を  
申し上げます。

歳出から申し上げます。

全体を通して、人件費につきましては時間  
外勤務手当の追加450万円、産休等による代  
替職員の賃金の追加190万6,000円、加えて人  
事院勧告による追加が521万1,000円ござい  
ます。

それでは、目ごとに申し上げます。

7ページをお願いいたします。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費  
174万4,000円の減額につきましては、主に議  
員改選によるものでございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管  
理費179万8,000円の減額につきましては、職  
員共済組合及び雇用保険料の率の変更による  
ものでございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目7 電子計  
算機費260万4,000円の追加につきましては、  
業務プログラム修正及び庁内LAN工事によ  
るものでございます。

8ページをお願いいたします。

款2 総務費、項2 徴税费、目2 賦課徴収費  
189万6,000円の追加につきましては、新シス  
テム導入に伴う納付書等の追加及び徴収強化  
による催告書等の送料増額によるものでござ  
います。

款2 総務費、項3 戸籍住民基本台帳費、目  
1 戸籍住民基本台帳費59万7,000円の追加に  
つきましては、主に平成19年度税制改革によ  
り電子証明書等特別控除制度が設けられたた  
め、住民基本台帳カードの発行増加を見込ん  
だものでございます。

款2 総務費、項4 選挙費、目4 兵庫県議  
会議員選挙800万3,000円の減額につきまし  
ては、無投票による事務費減額でございます。

9ページをお願いいたします。

款2 総務費、項4 選挙費、目5 太子町議  
会議員選挙費252万円の減額につきましては、  
選挙事務費確定によるものでございます。

10ページをお願いいたします。

款2総務費、項5統計調査費、目2指定統計調査費17万6,000円の追加につきましては、主に各種統計調査委託金追加によるものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1、目2、目3の社会福祉総務費、老人福祉費、老人医療費の繰出金の追加につきましては、各特別会計の補正によるものでございます。

11ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目5障害者福祉費254万2,000円の追加につきましては、主に新規事業に伴うものでございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費71万4,000円の追加につきましては、主に遊具設置に伴うものでございます。

12ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目6児童措置費884万円の追加につきましては、転入、出生による児童手当受給者の増加によるものでございます。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費123万9,000円の追加につきましては、平成20年度より全市町村での管理運営が必要となります街区基準点管理システムの機能追加によるものでございます。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目2、目3、目4の道路維持費、生活道路整備事業費、幹線道路整備事業費の委託料の減額につきましては、主に入札価格の減によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目1、目6の都市計画総務費、土地区画整理事業費の委託料負担金補助及び交付金の減額につきましては、今年度の実施には至らないことによるものでございます。

17ページをお願いいたします。

款11公債費、項1公債費、目2利子919万3,000円の減額につきましては、前年度発行債の利子確定によるものでございます。

次に、歳入の説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金218万円の追加につきましては、各種負担金の決算見込み額による補正でございます。

款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金296万5,000円の追加につきましても、同様に各種負担金の決算見込み額による補正でございます。

5ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目1民生費県補助金139万円の追加につきましても、同様の決算見込み額による補正でございます。

款15県支出金、項3委託金、目1総務費委託金782万8,000円の減額につきましては、無投票による兵庫県議会議員選挙費委託金の減額及び各種統計調査委託金の追加によるものでございます。

款17繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1億6,250万5,000円の追加につきましては、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

続きまして、3ページの第2表債務負担行為について説明を申し上げます。

上段の人事給与システムリプレース事業につきましては、平成20年度より新基幹行政システムの導入にあわせまして、人事給与システムの刷新を行うものでございます。

下段の学校給食共同調理センター調理業務等委託事業につきましては、平成20年度から2年間の学校給食調理業務委託に関するものでございます。

以上で平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(北川嘉明) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第8 議案第47号 平成19年度
兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議長(北川嘉明) 日程第8、議案第47号

平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第47号平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正と事業執行に伴う関係経費を補正するものであります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,222万円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億5,148万4,000円とするものであります。

歳入予算については、療養給付費等交付金、県支出金、繰入金の追加と国庫支出金の減額であります。

歳出予算については、総務費、保険給付費、老人保健拠出金、諸支出金の追加と介護納付金の減額であります。

詳細につきましては、副町長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第47号平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容は、歳出では医療費の増加に伴う保険給付費の追加、既に額が確定している老人保健拠出金の追加並びに介護納付金の減額、保険税の還付に伴う諸支出金の追加等でございます。

一方、歳入では、歳出の補正等に伴い国庫支出金、療養給付費等交付金、繰入金等を補正いたしております。

歳出からご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

款1総務費、目1一般管理費、節3職員手当等は、システム構築に伴うデータ突合等の事務量の増大による時間外勤務手当及び人事院勧告に伴う期末勤勉手当として86万円、節4共済費8,000円、節12役務費38万5,000円をそれぞれ追加いたしております。役務費は、制度改正に伴い来年4月1日から65歳以上の退職被保険者及びその被扶養者は一般被保険者に種別変更になり、変更になる方々1,400世帯の被保険者証を配達記録郵便で送付する経費でございます。

項2徴税費、目1賦課徴収費、節13委託料21万8,000円の追加は、国保税新システムにより確定申告用紙納付証明書を発行する経費でございます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目2退職被保険者等療養給付費3,341万9,000円の追加、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費1,012万2,000円の追加などは、医療費実績から今後の支払いを予想し補正をいたしております。

6ページをお願いいたします。

款3老人保健拠出金、款4介護納付金は、額の確定によりそれぞれ補正をいたしております。老人保健医療費拠出金50万8,000円追加、介護給付費納付金35万円を減額いたしております。

款9諸支出金、目1一般被保険者保険税還付金並びに目2退職被保険者等保険税還付金は、社会保険加入後の国保資格喪失手続の遅れ等により納付済みの保険税に還付が発生するため、現在までの支払済額、支払い確定額を考慮して、一般被保険者分として50万1,000円、退職被保険者等分として5万円をそれぞれ追加いたしております。

続いて、歳入について説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金は、一般分にかかる療養費及び高額療養費、老人保健医療費拠出金並びに介護納付金の額の確定、保険基盤安定繰入

金等の補正、また過去の負担金実績などをもとに積算し、196万円を減額いたしております。

項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金では、普通調整交付金88万7,000円を追加いたしております。療養給付費等負担金と同様の方法により積算いたしております。

款4 療養給付費等交付金は、退職分にかかる医療費が当初の見込みより支払い額が多額に推移しており、退職分にかかる保険給付費を追加補正したことにより3,756万4,000円を追加しております。

款5 県支出金、目2 財政調整交付金では、普通調整交付金76万1,000円を追加いたしております。国庫支出金の療養給付費等負担金と同様の方法により積算いたしております。

款8 繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 保険基盤安定繰入金14万7,000円の減額は、本年度の交付申請に基づき補正するものであります。保険税軽減分で116万4,000円減額、保険者支援分で101万7,000円追加いたしております。節2 職員給与等繰入金150万7,000円の追加は、総務費の補正額を繰り入れするものでございます。節4 財政安定化支援事業繰入金は、財政安定化支援事業交付税措置の額が確定し、14万円を追加いたしております。

項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金は、歳入不足を補うため基金を取り崩し、1,346万8,000円を追加いたしております。

以上で平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいいたします。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第9 議案第48号 平成19年度  
兵庫県太子町介護保険特別  
会計補正予算（第2号）

議長（北川嘉明） 日程第9、議案第48号平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第48号平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正と事業執行に伴う関係経費を補正するものであります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,886万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億4,657万6,000円とするものであります。

歳入予算については、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、諸収入の追加であります。

歳出予算においては、総務費、保険給付費、介護サービス事業費、地域支援事業費の追加と基金積立金の減額であります。

詳細につきましては、副町長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第48号平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費については、介護保険担当職員の人事院勧告によるものとして節2 給料で1万9,000円追加、節3 職員手当等で8万7,000円追加、節4 共済費で1万4,000円追加、節19負担金補助及び交付金で3,000円追加いたしております。また、第三者行為求償事務及び高額介護サービス費支給処理を兵庫県国保連合会に委託する費用として、節13委託料で3万7,000円計上し、合計で16万円追加いた

しております。

款2 保険給付費、項1 介護諸費、目1 介護サービス費については、上半期の歳出状況より下半期の必要額を推計した結果、現計予算に不足が生じると思われるため、居宅介護サービス給付費として4,437万5,000円、施設介護サービス給付費として397万2,000円、居宅介護サービス計画給付費として105万7,000円、合計4,940万4,000円を追加いたしております。

款3 介護サービス事業費、項1 介護サービス事業費、目1 介護サービス事業費については、地域包括支援センター職員の人事院勧告によるものとして節3 職員手当等で1万9,000円の追加、節4 共済費で3,000円追加し、合計で2万2,000円追加いたしております。

款5 地域支援事業費、項2 包括的支援事業費、目1 包括的支援事業費につきましては、地域包括支援センター職員の人事院勧告によるものとして節2 給料で6,000円追加、節3 職員手当等で5万5,000円追加、節4 共済費で8,000円追加、節19負担金補助及び交付金で1,000円追加し、合計で7万円追加いたしております。

款6 基金積立金、項1 基金積立金、目1 基金費については、第三者行為納付金及び介護サービス費増額に伴い、1,078万9,000円減額いたしております。

次に、歳入について説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金については、第三者行為納付金及び介護サービス費増額に伴い、1,005万9,000円追加いたしております。

款4 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 調整交付金については、第三者行為納付金及び介護サービス費増額に伴い、99万3,000円追加いたしております。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金については、第三者行為納付金及び介護サービス費増額に伴

い、1,522万円を追加いたしております。

款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金については、第三者行為納付金及び介護サービス費増額に伴い、589万8,000円追加いたしております。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金については、介護保険担当職員等の人事院勧告によるものとして21万5,000円、第三者行為納付金及び介護サービス費増額に伴い1613万7,000円、第三者行為求償事務委託手数料として1万7,000円、高額介護サービス費判定処理委託手数料として2万円、合計638万9,000円追加いたしております。

款10 諸収入、項3 雑入、目2 第三者納付金については、第三者行為納付金として30万8,000円計上いたしております。

以上で議案第48号平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第10 議案第49号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第2号）

議長（北川嘉明） 日程第10、議案第49号平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第49号平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費を補正するものであります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,391万7,000円を追加

し、歳入歳出予算の総額を18億3,354万8,000円とするものであります。

歳入予算については、繰入金、諸収入の追加と支払基金交付金、国庫支出金、県支出金の減額であります。

歳出予算においては、医療諸費の追加であります。

詳細につきましては、副町長よりご説明しますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第49号平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出は医療給付費の追加、審査支払手数料の財源組み替えであります。

一方、歳入は、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金を減額し、一般会計繰入金、第三者納付金を追加いたしております。

歳出からご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

款2 医療諸費、項1 医療諸費、目1 医療給付費については、1人当たりの医療費が伸びていることと、平成19年10月から75歳到達で新規の老人保健対象者が増えるため、増加人数分を考慮して、8,391万7,000円を追加いたしております。

款2 医療諸費、項1 医療諸費、目3 審査支払手数料については、審査支払手数料交付金の減額に伴い、財源組み替えをいたしております。

次に、歳入について説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

款1 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目2 審査支払手数料交付金については、平成19年度老人保健交付金変更決定額通知をもとに13万1,000円減額いたしております。

款2 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 医療費負担金については、国庫負担金変更申請

をもとに6,136万1,000円減額いたしております。

款3 県支出金、項1 県負担金、目1 医療費負担金についても、県費負担金変更申請をもとに970万2,000円減額いたしております。

款4 繰入金、項1 繰入金、目1 一般会計繰入金については、歳入歳出の財源調整を行うため、1億5,297万6,000円追加いたしております。

款6 諸収入、項2 雑入、目1 第三者納付金については、平成19年10月末現在の第三者納付金収入実績額をもとに213万5,000円を追加いたしております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第11 議案第50号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（北川嘉明） 日程第11、議案第50号平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第50号平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、後で提案いたします議案第56号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正による人件費を補正するものであります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億3,249万5,000円とするものであります。

歳入予算については、繰入金の追加であり

ます。

歳出予算においては、下水道費の追加であります。

具体的には、款下水道費、目一般管理費で2名分の扶養手当、期末勤勉手当及び共済費の追加と、款下水道費、目公共下水道事業費で2名分の扶養手当、地域手当、期末勤勉手当及び共済費を追加いたしております。よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第51号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）

議長（北川嘉明） 日程第12、議案第51号平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第51号平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、前の議案と同様に、後で提案いたします議案第56号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正により、人件費を補正するものであります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,093万2,000円とするものであります。

歳入予算については、繰入金の追加であります。

歳出予算においては、前処理場費の追加であります。

具体的には、款前処理場費、目前処理場管

理費で1名分の勤勉手当及び共済費を追加いたしております。よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第52号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（北川嘉明） 日程第13、議案第52号平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第52号平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、水道料金改定に伴う給水収益の補正と、前の議案と同様に、後で提案いたします議案第56号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正により、人件費を補正するものであります。

その内容としましては、収益的収入の事業収益、営業収益において、水道使用料1,296万円を増額し、収益的収入総額を4億7,142万4,000円とするものであります。平成20年1月からの水道料金改定に伴う1月から3月までの水道使用料の増額分であります。

収益的支出の事業費用、営業費用においては、人事院勧告に伴う人件費19万5,000円を追加し、収益的支出総額を5億4,264万9,000円とするものであります。目原浄水費で2名分の扶養手当、期末勤勉手当及び法定福利費の追加を、目給水費で2名分の勤勉手当及び法定福利費の追加を、目総係費では3名分の扶養手当、地域手当、期末勤勉手当及び法定福利費を追加しております。

また、資本的支出においても、人事院勧告

に伴う人件費 2 万 9,000 円を追加し、資本的支出総額を 7,328 万 6,000 円とするものであります。目配水施設改良費で 1 名分の扶養手当、期末勤勉手当及び法定福利費の追加をいたしております。

また、資本的収入、支出の不足額については、過年度分損益勘定留保資金で補てんすることといたしております。

そのほか予算に合わせて流用経費の額の変更を行っております。よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 14 議案第 53 号 太子町公告式条例の一部を改正する条例の制定について

議長（北川嘉明） 日程第 14、議案第 53 号太子町公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第 53 号太子町公告式条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

現在、公告式条例に基づき、役場前、石海公民館前、太田公民館前及び龍田公民館前の 4 カ所において、条例及び規則また町民に広くお知らせする必要のある告示等の公告を行っておりますが、掲示場での掲示を利用されている方が少ないこと、町ホームページで条例、規則の公布及びその他の告示を公開していること、町民に大きな影響を及ぼす事項については「広報たいし」により掲載していること等により、掲示場の場所を役場前、石海公民館前、太田公民館前及び龍田公民館前の 4 カ所から町役場前の 1 カ所へ改正するもの

であります。

この改正により、事務執行上についても、職員が 3 カ所の掲示場に掲示しに向く時間を有効利用できることにもなります。また、掲示場を役場前 1 カ所に改正することにより、条例、規則の公布及びその他の告示について、その題名のみではありますが、「広報たいし」への掲載を当分の間行い、お問い合わせ等があれば対応したいと考えております。

また、予算、条例につきましては、各地区公民館で現在も閲覧可能ではありますが、これに加えて公示事項につきましても閲覧できるようにして、広報等で十分に周知し、町民の皆さんにご不便をかけないようにいたします。

最後に、施行日についてでございますが、平成 20 年 4 月 1 日から施行することにしております。よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 15 議案第 54 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（北川嘉明） 日程第 15、議案第 54 号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第 54 号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

平成 19 年 8 月 1 日より地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されております。この改正により、育児を

行う職員が、職場生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、これまでの育児休業制度等に加え、育児短時間勤務制度が新設されました。

この育児短時間勤務制度は、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、常時勤務について1日当たり4時間、週5日の20時間勤務、1日当たり5時間、週5日の25時間勤務、1日当たり8時間、週3日の24時間勤務、週2日半20時間勤務等のいずれかの勤務形態から、職員の状況に合わせて一月以上1年以内の期間を定めて取得することができる制度です。

この制度の活用については、育児休業が養育しようとする子について原則1回としていくことにに対し、育児短期間勤務については1年以上の間隔を置くことでその取得回数に制限は定められておりません。

また、職員の育児短時間勤務をすることにより、処理できなくなる業務を行うため、同一の職場に2人の週20時間勤務を行う職員がある場合に、1人の定数とできる並立任用を認められたこと、また、その後補充として、任期を定めた短時間勤務の職員が採用できるとされております。

次に、部分休業についても、この制度に合わせて、これまで3歳に満たない子であった対象を小学校就学の始期に達するまでの子までに拡充されております。

また、改正後の法律において、条例の規定すべき事項が多数追加されており、本町においても育児短時間勤務制度を導入するために、職員の育児休業等に関する条例を改正するものであります。

詳細につきましては、副町長より説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） 議案第54号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

平成19年8月1日より地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されております。この改正により、育児を行う職員が、職場生活と家庭生活の両方を一層容易にするための環境整備として、これまでの育児休業制度等に加えて、育児短時間勤務制度が新設されました。

この育児短時間勤務制度は、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、常時勤務について1日当たり4時間、週5日20時間勤務、1日当たり5時間、週5日25時間勤務、1日当たり8時間、週3日24時間勤務、週2日半20時間勤務等のいずれかの勤務形態から、職員の状況に合わせて一月以上1年以内の期間を定めて取得することができる制度でございます。

この制度の活用については、育児休業が養育しようとする子について原則1回としていくことにに対し、育児短期間勤務については1年以上の間隔を置くことでその取得回数に制限は定められておりません。

また、職員が育児短時間勤務をすることにより、処理できなくなる業務を行うため、同一の職場に2人の週20時間勤務を行う職員がある場合に、1人の定数とできる並立任用を認められたこと、また、その後補充として、任期を定めた短時間での勤務職員が採用できるとされております。

次に、部分休業についても、この制度に合わせて、これまで3歳に満たない子であった対象を小学校就学の始期に達するまでの子までに拡充されました。

改正後の法律において、条例に規定すべき事項が多数追加されており、本町においても育児短時間勤務制度を導入するために、職員の育児休業等に関する条例を改正するものであります。

改正事項といたしましては、条例第9条から第17条を育児短時間勤務制度のため追加いたしております。第9条において、育児短時間勤務のできない職員を規定し、第10条では育児短時間勤務の終了の日から1年を経過し

ない場合に育児短時間勤務のできる特別の事情を定めております。第11条については、本町では該当職場がありませんが、病院等で夜勤など変則勤務のある職場の勤務形態を定め、第12条ではその承認と期間の延長手続を定め、第13条にて育児短時間勤務の取り消し事由、第14条では育児短時間勤務の承認が失効した場合等において、当該職員の復帰により過員となる事情が引き続き継続している期間について、引き続き同様の勤務をさせることができる規定、第15条では当該職員への書面での通知義務、第16条では任期つき採用職員に係る任期の更新について同意を必要とする規定、第17条では育児短時間勤務職員の給与の決定方法について、勤務時間数に合わせた支給となるよう給与条例への読みかえを定めております。なお、第18条以降は、部分休業の拡充について改正するものでございます。

また、育児短時間勤務の導入により、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整、いわゆる復職時調整でございますが、これまでは育児休業した期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとして復職時に調整しておりましたが、国と同様に、この期間を全期間勤務したものとして調整することを第8条において改正いたしております。

その他の改正文については、この制度の追加による用字等の調整でございます。

施行日については、平成20年4月1日から施行することとしておりますが、第8条の復職時調整においては平成19年8月1日の遡及適用を行い、平成20年1月1日の昇給において反映できるよう改正いたしております。

また、附則第2条で、一般職の職員の給与に関する条例で、育児短時間勤務職員の管理職手当を勤務時間に合わせて支給する改正をしております。

以上で詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わ

りました。

~~~~~

日程第16 議案第55号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（北川嘉明） 日程第16、議案第55号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第55号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

平成19年8月1日より地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、育児短時間勤務制度が新設されました。育児短時間勤務職員については、条例第2条第1項に規定する1週間当たり40時間勤務のフルタイム正規職員とは勤務形態が異なり、1週間の勤務時間が20時間、24時間、25時間などさまざまな形態がありますので、勤務時間、週休日、申請手続等について規定するものであります。

育児短時間勤務制度の導入により、育児短時間勤務を希望する職員については、週休日及び勤務時間の割り振りが必要であるため、そのことに関連し、勤務時間の割り振りをその制度と整合性がとれるよう改正するものでございます。

また、現在年次休暇は、1暦年において付与しておりますが、職員採用、人事異動と時期を合わせた年度ごとに付与することで、より計画的な年次休暇の取得及び管理が可能になるため、平成20年4月1日より年度付与とする改正をしております。

詳細につきましては、副町長より説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

げ、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） 議案第55号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

第3条におきまして、育児短時間勤務職員の週休日を日曜日、土曜日以外に設ける必要があり、1日の勤務時間においても8時間を超えない範囲内で勤務時間の割り振りが必要であるため、第3条第1項及び第2項にただし書きを追加いたしております。

第4条第2項においては、週休日が土日とされない育児短時間勤務職員において、4週間ごとの期間につき、8日以上を週休日を設けることを規定いたしております。

また、第8条においては、育児短時間勤務職員における時間外勤務については、公務の運営に著しい支障が生じる場合に限り認めることの規定を定めております。

次に、第12条において、年次休暇でございますが、現在1暦年において付与しておりますが、職員採用、人事異動と時期を合わせた年度ごとに付与することで、より計画的な年次休暇の取得が可能になると考え、平成20年4月より年度付与に変更するための改正であります。

なお、年次休暇の年度付与は、県内では神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、豊岡、加古川、高砂、川西市が実施しております。

施行日については平成20年4月1日ですが、附則第2項において、平成20年4月1日における年次休暇の付与日数については、平成20年1月に付与した20日及び繰越日数の残日数に、翌年の1月から3月の5日間を加えた日数を付与することとしております。

以上で詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第17 議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例の制定について

議長（北川嘉明） 日程第17、議案第56号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第56号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

平成19年8月8日の人事院の勧告を受け、国の給与関係法律の一部を改正する法律が平成19年11月30日に公布されたことに伴い、これに準じて一般職の職員の給与においても改正を実施するものであります。

本年の人事院勧告について、その骨子は、1つ目に、民間給与との格差1,352円、0.35%を埋めるため、民間との間に相当の差が生じている初任給を中心に若年層に限定した俸給月額を引き上げること。2つ目に、扶養手当の民間支給状況、また少子化対策の推進を考慮し、子、父母等の扶養手当の支給額を一人一律、月額6,500円とし、月額500円を増額すること。3つ目に、民間の支給割合4.51月分に見合うよう勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げることとあります。また、給料の扶養手当は平成19年4月より遡及適用すること、勤勉手当においては12月期の支給分で調整することが勧告されております。

これを受けて、本町としましては、行財政改革を進めていく厳しい状況下にあります。公務員も労働者であり、労働基本権が制約された中での給与の決定方式とし、国に準拠し改定することがその代償措置であること、また6年ぶりの引き上げであり、職員にも生活がございましたので、実施することといたしました。

また、地域手当につきましては、原則として国における地域手当の指定基準に基づいて

支給地域及び支給割合を定めることとなりますが、人口5万人未満の市町村で、国における地域手当の指定基準により判断できない市町村にあっては、支給対象としないことが10月30日に国からの通知により明記されましたので、本町においても地域手当の規定を削除するものであります。

施行日につきましては、給料表、扶養手当、勤勉手当について、公布の日としておりますが、その適用日は給料表、扶養手当の改正においては平成19年4月1日、勤勉手当の改正においては平成19年12月1日としております。また、地域手当の削除は、平成20年4月1日から施行としております。

詳細につきましては、副町長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） 議案第56号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

人事院勧告に係る改正の内容といたしましては、給料表の改正について、第3条に係る別表第1を改め、若年層にかかる給与月額を改定しております。対象となる号給については、1級68号給、2級36号給、3級16号給以下の号給であり、対象職員はおおむね31歳以下の職員22名であり、所要額は35万4,000円でございます。

次に、第10条第3項の規定により、子、父母等の扶養手当を一人につき一律6,500円とする改正を行っております。本町においては64名が対象となり、対象となる子等の扶養親族は106名分、所要額69万円でございます。

第11条第3項の改正は、子等の扶養手当が一律になったことによる文言の整理でございます。

次に、第20条第2項において、勤勉手当は6月と12月の年2回の支給ですので、支給上限の乗率を勤勉手当の支給月数0.05カ月分の引き上げに合わせて、0.025月分引き上げて

おります。この改正により、期末勤勉手当の年間支給率は4.45月から4.5月に改正されます。なお、本年12月の勤勉手当の適用については、附則第1条及び第2条により適用日を12月1日とすることにより、特例として12月分について改正前より0.05月分を引き上げるよう改正いたしております。よって、12月支給分については、改正前の条例に基づき本年12月10日に0.725月分とし、改正後の0.05月分の差額分については、議決いただいた後に給料、扶養手当等と合わせて支給するものでございます。所要額は374万1,000円でございます。

以上が人事院勧告に係る改正でございます。

次に、附則第12項から第16項までの改正については、地域手当を廃止するものでございます。

地域手当につきましては、原則として国における地域手当の指定基準に基づいて支給地域及び支給割合を定めることとなりますが、人口5万人未満の市町村で、国における地域手当の指定基準により判断できない市町村にあっては、支給対象としないことが10月30日に国からの通知により明記されましたので、本町においても、地域手当の規定を削除するものでございます。

これによる影響額は、年額にして、一般職では約3,700万円の減、特別職では約100万円の減でございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第18 議案第57号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（北川嘉明） 日程第18、議案第57号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし

ます。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長(北川嘉明) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(首藤正弘) 議案第57号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

特別職の期末手当については、一般職の期末勤勉手当に準じて決定しておりますので、改正するものであります。

改正の内容としましては、第3条第4項の改正により、期末手当の支給率を6月支給分及び12月支給分のいずれも0.025月分を引き上げ、計0.05月分引き上げるものであり、この改正により期末手当の年間支給率は4.35月が4.4月となります。一般職とは0.1月分少ない支給となっております。なお、平成19年12月の適用については、附則第1項及び附則第2項により、この12月に支給する期末手当の特例として12月に0.05月分の引き上げとなるよう改正しております。実際の12月支給分については、改正前の条例に基づきこの12月10日に2.25月分を支給し、0.05月分の差額分は、ご議決いただいた後、支給するものであります。

議員の期末手当についても、本条例を準用しておりますので、この改正により同様の措置となります。

また、附則第2項から第5項まで削る改正により、地域手当について一般職と同様に削除するものであります。この地域手当の適用日は、平成20年4月1日としております。よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長(北川嘉明) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第19 議案第58号 太子町教育委員会教育長の給与等に関

する条例の一部を改正する  
条例の制定について

議長(北川嘉明) 日程第19、議案第58号太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長(北川嘉明) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(首藤正弘) 議案第58号太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

特別職の給与と同様に、教育長の給与においても改正を実施するものであります。

改正の内容としましては、第3条第4項の改正により、期末手当の支給率を6月支給分及び12月支給分のいずれも0.025月分を引き上げ、計0.05月分引き上げるものでございます。

この改正により、期末手当の年間支給率は4.35月が4.4月となります。なお、平成19年12月の適用については、附則第1項及び附則第2項により、この12月に支給する期末手当の特例として12月に0.05月分の引き上げとなるよう改正しております。実際の12月支給分については、改正前の条例に基づきこの12月10日に2.25月分を支給し、0.05月分の差額分は、ご議決いただいた後、支給するものであります。

また、附則第3項及び第4項を削る改正により、地域手当については一般職と同様に削除するものであります。この地域手当の適用日は、平成20年4月1日としておるところでございます。よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長(北川嘉明) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第20 議案第59号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議長（北川嘉明） 日程第20、議案第59号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第59号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日に、また国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成19年10月31日に公布され、平成20年4月1日に施行されることに伴い、本条例を改正するものであります。

内容としましては、平成20年4月以降は、世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主への徴収方法が、現在の普通徴収から年金からの特別徴収へと変更となる改正を行うものであります。

詳細につきましては、副町長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） 議案第59号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

改正後の第9条は、国民健康保険税の徴収方法に特別徴収を加える条文の追加でございます。

改正後の第10条は、従来の納期による納付方法を普通徴収と規定する改正でございます。

改正後の第12条は、世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主への徴収方法が、現在の普通徴収から特

別徴収に変更となる条文の追加で、1つは介護保険が特別徴収されていること、2つは年額18万円以上の年金を受給していること、3つ目は国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えていないことが特別徴収の条件となります。

改正後の第13条は、国民健康保険税の特別徴収義務者は年金保険者とする条文の追加でございます。

改正後の第14条は、年金保険者が特別徴収した国民健康保険税を徴収した翌月の10日までに納入する条文の追加でございます。

改正後の第15条は、特別徴収対象被保険者が75歳になり後期高齢者医療への加入または死亡、転出、社会保険への加入等により資格を喪失した場合に、その者の特別徴収を中止する条文の追加でございます。

改正後の第16条は、既に特別徴収されていた被保険者については、当該年度の4月、6月、8月に特別徴収する税額は、前年度の2月の特別徴収額と同額とする条文の追加でございます。4月、6月、8月分の特別徴収税額は仮徴収額、10月、12月、2月分の特別徴収額は本徴収額となりますが、本徴収額は当該年度の税額から仮徴収額の合計額を控除して3で除した金額となります。

改正後の17条は、新たに特別徴収対象被保険者となった被保険者については、その特別徴収の対象となった時期に応じて仮徴収とする期間を定めるもので、特別徴収する仮徴収額は前年度保険税額の6分の1とする条文の追加でございます。

改正後の18条は、特別徴収対象被保険者が年金の支払いを受けなくなった等の理由により、特別徴収できなかった場合には、残りの税額を普通徴収する条文の追加でございます。

改正後の第3条、第11条、第19条から第27条及び本法の附則につきましては、いずれも条文の整理によるものでございます。

附則第4項及び第5項は、平成20年4月から特別徴収となる被保険者についての4月、

6月、8月の仮徴収額を19年度の国民健康保険税額の6分の1とする規定でございます。

第4項及び第5項は公布の日から施行しますが、それ以外の改正は平成20年4月1日の施行となります。

これで詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日、太子町の監査委員には新たな委員が

選任されました。現改發監査委員の任期は12月31日までとなっておりますが、改發委員には2期8年の長きにわたり太子町発展のためご苦労さまでありました。今後はご健康にご留意されまして、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます。ご苦労さまでした。

それでは、次の本会議は12月7日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

（散会 午前11時50分）